

食安発 1 2 1 0 第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対中国輸出乳及び乳製品の取扱いについて

今般、中国国家質量監督検験検疫総局より、平成 2 2 年 1 月 1 日以降中国向けに輸出される乳及び乳製品に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「対中国輸出乳及び乳製品取扱要領」を定めましたので、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

別紙

対中国輸出乳及び乳製品取扱要領

1 目的

本要領は、中国に輸出する乳及び乳製品（以下「対中国輸出乳製品」という。）については、平成22年1月1日より輸出国の衛生当局が発行した衛生証明書の添付が求められることから、衛生証明書発行の手続等を定めるものである。

2 対中国へ輸出可能な乳及び乳製品（別添1参照）

- (1) 中国政府が定める食品関係規則に適合した乳及び乳製品であること。
- (2) 口蹄疫発生国で生産された乳を使用する場合には、その乳は国際獣疫事務局（OIE）が規定するOIEコードに基づく方法により殺菌されていること。

3 衛生証明書の発行

(1) 申請

対中国輸出乳製品の製造者は、輸出の都度、別紙様式1及び2のⅠ、Ⅱ及びⅢの各事項を記入したものを添付して、輸出しようとする当該製品の製造施設を管轄する都道府県等衛生主管部（局）長あてに、原則として衛生証明書発行希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに申請を行う。

(2) 審査

申請を受理した都道府県等は、次のとおり審査を行う。

ア 当該製品が食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく都道府県知事等の営業の許可を受けた施設において製造されたものであること。

イ 必要に応じ、別紙様式1のⅤ 誓約事項②、③及び④を確認するため、申請者に対して関係書類の提出を求めたり、都道府県等の食品衛生監視員が当該製品の製造施設及び当該製品の調査を行うこと。

ウ イについて、原則、関係書類の提出の取扱いは別添2のとおりである。

エ 申請書類等に不備がある場合には、必要に応じて理由書を付して申請者あて返却すること。

(3) 衛生証明書の記載

(2)の審査の結果、要件に適合すると判断された場合には、都道府県等衛生主管部（局）長は、次の事項を参考とし、申請者から提出された別紙様式2の衛生証明書にReference No.、地方政府名称（Name of Local Government）及び発行年月日（Date of issue）を追記し、公印を押した後に、原本を申請者に発行するとともに、その写しを保存する（1年間）。

ア 記載する用語については、英語記載とすること。

イ 「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。

ウ 「地方政府名称」は、都道府県等の名称とすること。

4 施設等の監視

- (1) 都道府県等は衛生証明書を発行した対中国輸出乳製品の製造施設のリストを管理する。
- (2) 都道府県等の食品衛生監視員は、(1)の施設について、必要に応じて適正な製造等が行われているか検証するため、現場確認や記録確認等による調査を実施する。
- (3) 中国からの違反連絡等により輸出製品の衛生状態が不良であることが推定又は確認された場合、必要に応じ、当該製品を製造した施設を管轄する都道府県等は、当該施設の調査を行う。

(別紙様式1)

年 月 日

都道府県
保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

申請者 住所
氏名 (署名又は印)
(法人にあつてはその所在地、名称、代表者の氏名)

対中国輸出乳製品衛生証明書に係る申請書

下記の貨物につき、「対中国輸出乳及び乳製品の取扱いについて」(平成21年12月10日付け食安発1210第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請します。

記

(貨物に関する詳細：Ⅰ-Ⅲについては、日本語、英語併記によること。)

Ⅰ 製品の確認に関する事項

- 1 輸出する乳製品の種類

- 2 外装の種類(カートン等)

- 3 貨物の数及び総重量

- 4 製品の製造年月日

- 5 製品の輸送方法(船舶名、航空便名等)

II 製品の由来に関する事項

1 製造施設の名称及び住所

2 貨物発送人の名称及び住所

III 製品の行先に関する事項

1 貨物引受人の名称及び住所

IV その他の留意事項

V 誓約事項

下記の事項を誓約する。

- ・ 当該貨物は、以下の内容を満たすものであること。
 - ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受けた施設で製造したものであること
 - ② 中国政府の食品関係規則に適合していること
 - ③ 口蹄疫発生国で生産された乳を使用する場合には、その乳は国際獣疫事務局（OIE）が規定するOIEコードに基づく方法により殺菌されていること
 - ④ 人間の消費に相当であること
- ・ 食品衛生監視員が調査の必要があると認める場合には、関係者が調査に立合い製品の開梱等を行うことを承諾すること。
- ・ 衛生証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを申請者責任で確認すること。

以上

(別紙様式2)

HEALTH CERTIFICATE

for the export of milk and dairy products from Japan to the P. R. China

输华牛奶及乳制品卫生证书

编号 Reference No:

签发日期 Date of Issue:

Country of dispatch: **JAPAN**

出口国：日本

Name of Local Government :

地方政府名称



I. Identification of products

产品确认

1. Description of dairy products:

乳制品的种类

.....
.....

2. Type of packaging:

货物包装种类

.....
.....

3. Number of packaging and total net weights:

货物数量及总重

.....
.....

4. Date of production:

生产年月日

.....
.....

5. Methods of transportation :

运输方法

.....
.....

II. Origin of products

产品由来

1. Name and address of establishment:

生产设施名称及地址

2. Name and address of consignor:

发货人名称及地址

III. Products destination

产品去向

1. Name and address of consignee:

收货人名称及地址

IV. Health attestation

卫生证明

To best of our knowledge, this is to certify that:

据我们所知，现证明如下：

1. The products came from the establishment approved on the Japanese Food Sanitation Law, which were produced, packed, stored and transported under the supervision of competent authority.
该产品的生产设施获得了基于日本食品卫生法的许可，并在主管部门的监督下开展生产、包装、储藏、运输活动。
2. The products were manufactured from milk that received a pasteurization treatment with the aim of avoiding public health hazards arising from pathogenic organisms associated with milk.
该产品所用牛奶已经过旨在避免与牛奶有关的病原体引起公共卫生危害的杀菌处理。
3. If the products came from a country with foot and mouth disease epidemic, the milk used for the products was subjected to the heat treatment designated by the World Organization for Animal Health (OIE) to inactivate the foot and mouth disease virus.
如产品来自口蹄疫疫情国，该产品所用牛奶为按照 OIE 编码中规定的有关杀灭口蹄疫病毒的方法进行过处理的牛奶。
4. The products were produced to meet the requirements of the relevant Chinese Milk and Dairy Products Regulation.
该产品的生产符合中国牛奶及乳制品相关法规的要求。
5. The products are fit for human consumption.
该产品适合于人类消费。

別添 1

対中国輸出乳及び乳製品に係る食品関連規制等について

- 1 中国へ輸出する製品の規格・基準については、中国国家標準化管理委員会が規定する中国食品工業標準の乳製品標準に適合すること。詳細については、以下のウェブサイトで閲覧が可能である（中国語）。

<http://www.gb168.cn/foc/searches.do?onload=true> （平成 21 年 12 月 1 日現在）

- 2 輸出に当たって製造者及び輸出者は、製品の引受人・輸入者等を通じて、上記 1 の関連情報の確認を十分に行うこと。

- 3 国際獣疫事務局（O I E）が規定する O I E コードに基づく殺菌方法については、以下のウェブサイトで閲覧が可能である。

http://www.oie.int/eng/normes/mcode/en_chapitre_1.8.5.htm （平成 21 年 12 月 1 日現在）

別添 2

衛生証明書発行手続に係る関係書類の提出について

製品	審査項目	審査内容
低温殺菌乳及び滅菌乳 (Pasteurized milk and Sterilized milk)	理化学的指標 (異物含有度を除く)	審査項目に関する審査結果 (輸出ロットにつき、原則初回の輸出時及びその後年 1 回)
乳幼児用調製粉乳 (Infant formula, follow-up formula and supplementary food for infant and young children)	理化学的指標 衛生指標	
その他の乳及び乳製品 (Other dairy products)	理化学的指標 (脂肪、タンパク質、無脂乳固形分、酸度、水分、全乳固形分、シヨ糖等を含み、重金属等を除く。)	